

## 平成28年8月16日からの台風・大雨による被災者の方に対する自動車取得税の減免について

平成28年8月16日から9月9日にかけての台風及び大雨により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

この度の台風・大雨により被災された自動車を処分し、代替自動車を取得された場合、当該代替自動車に課税される自動車取得税が、申請により減免されます。

### 減免の要件

- ・ 被災自動車の所有者（ローンなどで売主が所有権を留保しているときは使用者）であること。
- ・ 被災自動車を解体するとともに、永久抹消登録又は自動車検査証返納届の手続きをしていること（この手続きが困難な場合は、解体手続きのみでも可）。
- ・ 被災した日から6か月以内に、被災した自動車に代わるものとして代替自動車を取得していること（自家用から営業用、又は営業用から自家用に変更が行われる場合は、代替性が認めがたいことから、減免の対象外）。

### 減免する額

代替自動車にかかる自動車取得税の全額

### 申請に必要な書類

- ・ 減免申請書
- ・ 被災事実を証明できる書類  
例) 市町村が発行する被災証明書 など
- ・ 抹消登録等を行ったことが確認できる書類  
例) 登録事項等証明書、検査記録事項等証明書 など
- ・ 解体したことが確認できる書類  
例) 使用済自動車引取証明書 など

詳しくは、お近くの総合振興局、振興局又は道税事務所にお問い合わせの上、減免申請の手続きを行ってください。

【道税ホームページ】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>